

公益社団法人日本カーリング協会 表彰規程

(目的)

第1条 公益社団法人日本カーリング協会（以下「本協会」という）は、日本におけるカーリング界の健全な普及発達と競技力の向上を積極的に促進する目的を実現するため本協会の事業に特に貢献した者を表彰し、あわせてその名誉を顕彰することとして本規程を定める

(表彰の種類)

第2条 表彰の種類を、特別功労章、功労章、優秀選手章、会長賞とする

(特別功労章)

第3条 特別功労章は、日本カーリング界の普及発達に顕著の功績のあった者、または団体に寄与する

(功労章)

第4条 功労章は、下記2項の何れかに該当するものなかから選び、授与する

- (1) 本協会の役員を永年に亙りつとめ(原則として30年以上)カーリング界の普及発達に貢献したもので、加盟協会が推薦したもの
- (2) 本協会の役員また指導員で競技力向上または普及発達に特に功績のあったもの

(優秀選手章)

第5条 優秀選手章は、下記の項目のなかの何れかに該当するものに対して授与する

- (1) オリンピック競技大会で、6位迄に入賞したチームの選手
- (2) 世界選手権大会で、3位迄に入賞したチームの選手
- (3) 日本選手権大会で、連続3年優勝したチームの選手で、連続3年エントリーされたもの
- (4) 上記以外の競技大会で特に好成績をあげたもので、表彰委員会で推薦されたもの

(五輪報奨金)

第5条の2 オリンピック競技大会でメダルを獲得したチームの選手に対し、前条に定める優秀選手章に加えて、五輪報奨金を授与することができる。

2 前項に定める五輪報奨金の額は、対象となるオリンピック競技大会開催日の前日までに、理事会の決議により決定する。

(会長賞)

第6条 第5条(1)、(2)の場合において、対象チームのチームスタッフ（コーチ、トレーナー、通訳等を含むがこれらに限られない）に対し、授与する

(表彰委員会)

第7条 被表彰者選考のため、専務理事、執行役員によって表彰委員会を構成する

(表彰の授与)

第8条 表彰の授与は会長が行うものとする

平成7年8月10日制定・施行

平成18年10月14日改定

令和5年6月24日改定

令和6年5月11日改定

令和8年1月21日改訂